

第5回安中市行政改革審議会会議録（概要）

【日 時】平成19年 5月 7日（月）午前10時00分～12時00分

【場 所】市役所第201会議室

【出席委員】10名

【欠席委員】5名

【事務局】4名（総務部長、企画課長、行政管理係長、担当職員1名）

【配付資料】

会議次第

- 1 行政改革審議会の年間活動の流れ
 - 2 行政改革大綱策定の流れ
 - 3 安中市の現状を知るための各データ
 - 4 行政改革大綱等の項目
 - 5 県内他市 行(財)政改革大綱の項目
 - 6 県内他市 集中改革プランの項目
 - 7 地方行政改革事例集（概要）…総務省資料
 - 8 富岡市行政改革大綱、集中改革プラン（行政改革実施計画）
 - 9 前回会議会議録
 - 10 前々回会議会議録
- 広報あんなか5月号

【概 要】

- 1 開 会 部長 司会進行：課長
- 2 挨拶 会長

配布資料確認：事務局

3 協議事項 議長：会長

（1）審議会の年間活動の流れについて

- ・資料3のデータを参考にしながら議論していく
- ・高齢化率…国より4～5年進行
- ・人口…原市・安中・磯部の3地区に半分が集中
- ・工業…工業製品出荷額は県内の約4%。県内では東高西低の傾向
- ・農家人口…10年間で6.4%減少、高齢化・過疎化による農業衰退
- ・市民所得…県内2位
- ・財政指標…財政力指数1.2市中6位、経常一般財源比率1位

説明（資料１・２）：事務局

- ・ 来年３月に行政改革大綱を答申する予定
- ・ 予算上では今年度１０回（月１回ペース）の会議を開催予定
- ・ ７月頃に先進地を視察予定
- ・ ４つの部会（行政改革大綱部会、行政評価部会、補助金・使用料・手数料部会、市有財産・公の施設部会）の設置を提案
- ・ 部会を設置するか否か、設置する場合の構成について検討してほしい

《部会の設置について》

- ・ 部会設置のねらいとして、個々の問題を専門的に検討する
- ・ 部会が独立するのではなく、審議会で部会を間接的にチェックする
- ・ 部会を設置する場合の全会と部会の開催数について、予算上は１０回となっているが回数的前後は可能。庁内組織の進行と併せて開催する
- ・ ４つに分かれると少人数で審議することになる
- ・ ４つの諮問事項の内容（スケジュール・中身の濃さ）から弾力的な人数配分を行う
- ・ 専門的なものを部会にすべきであり、全てが部会でなくてよい
- ・ 諮問事項によっては同時進行ではなく後回しできるものもあるので、当面は来年３月策定の行政改革大綱について集中的に議論する
- ・ 平成２１年度導入予定の行政評価について、２０年度にシステムを構築する必要があるため、今年度中に答申したい
- ・ 補助金について、現在の交付要綱は手続的な内容のみとなっている。今年～来年夏頃に補助金のあり方について答申したい
- ・ 公の施設について、今年度実施予定の各担当課での検討結果に基づき、基本方針を審議したい
- ・ 大きく分けて行政改革大綱と行政評価の２つを先行させて集中的に取り組み、今年度中に答申する。その後補助金・市有財産の検討に入る
- ・ 大綱には行政評価、補助金等も含まれるので、大綱は全体で議論した方がよい
- ・ 審議の過程で新たに部会を設置すべき事項も出てくる可能性がある

→大綱は全体で、行政評価は部会で行う。補助金・市有財産については、大綱について議論していく中で必要があれば部会を設置する

- ・ 行政評価部会の構成については、庁内組織に原案を作成してもらい、専門的な部分は市職員と並行しながら議論する。審議会委員は市民感覚で提言すればよいので、専門家に限らず希望者で構成する

→行政評価部会の委員について、次回までに希望を申し出る。状況を見て事務局が指名

（２）行政改革大綱について

《庁内組織について》

説明：事務局

- ・ 関係部署との交渉や、全体的なまとめは企画課で行う。具体的な内容によっては他課に依頼することもある
- ・ 旧安中市では「行政改革推進本部」を設置し、市長をトップに全部課長で構成していた。今回は意見の活性化を図るため、全部長と関係課長の１５～２０人程度で総務、財務中心とした委員編成を予定

- ・ 庁内組織でも部会を設置し、少人数で議論することも可能
- ・ 本日の会議後に要綱を制定するので、審議会の意見を組織づくりに反映したい
- ・ 行政改革審議会を条例設置で行っているように、庁内組織においても全体制を挙げて行革に取り組む姿勢を市民に示してほしい
- ・ 庁内組織の下に実務職員のワーキンググループを設置し、審議会との意見交換や資料提供があるとよい

《総合計画について》

説明：事務局

- ・ 総合計画について、平成18～19年度で策定中。コンサルタント業者に委託しており、明日支援業者から基本構想の原案が提出され、各課へ配付し、検討する予定
- ・ 支援業者と意見交換を希望する場合は、席を設けたい
- ・ 基本構想は平成20年度から10年間で、基本計画は前・後期の5年間となる
- ・ 基本的には、合併時の新市建設計画を継承する
- ・ 基本構想は12月議会で議決予定。基本計画は議決事項ではないが、議会へ報告する予定。基本構想の議決時にも、基本計画の資料を添付する必要がある。
- ・ 総合計画においても行財政は大きな項目の1つとなっている
- ・ 行政改革審議会としては、総合計画とは別の視点・立場で審議するが、基本計画の施策と行革大綱の項目とで重複する部分は多い。総合計画における市のビジョン、5年後・10年後のイメージを参考にしておく必要がある
- ・ 総合計画の1つの柱として行政改革がある。両計画の整合性を図るために情報交換が必要
- ・ 基本構想は抽象的であるので、行政改革審議会としては表現の確認くらいに留めておき、基本計画の中で具体的に調整する

→基本構想原案について、次回の会議で資料を提出。行革部分について議論する

説明：事務局

- ・ 総合計画審議会の状況・メンバーについては、学識経験者が中心となる。基本構想の原案を作成後、6月頃開催する予定。法定の附属機関以外には入らないという方針のため議員は入れず、県の関係機関の方を入れる予定
- ・ 行政改革審議会における集中改革プランの策定経過については、委託業者に説明済み
- ・ 総合計画審議会での行革部分の検討は行政改革審議会に委ねる等、情報交換や役割分担ができれば重複が避けられるし、審議のコストも削減される

→主管課は同じ企画課なので事務局で調整は可能だが、各審議会委員の意見を伺うことが重要となる

《行政評価について》

- ・ 面倒なイメージがあり、実現可能性から反発を買うことが多い。強力な体制で進めていかないと実現できないので、企画課にリーダーシップを発揮してほしい
- ・ 行政評価の導入は全国的な流れであり、それに逆らうことはできないという雰囲気づくりをする
- ・ 行政改革・行政評価は今までやってきたことに対する批判や改革であり、現課の抵抗

が出てくる

- ・行政評価制度の導入後、運用が上手くいかないことがある。計画を策定したが実施されていないのと同様で、従来の組織体制を変えず、意識改革が図られないまま、評価する側・される側が分離してしまうことが原因となっている
- ・本来は自分の仕事をチェック・マネジメントするものであるが、なぜ評価するのかを十分に理解されないまま、業者に委託してパッケージ化されてしまうことが多い
- ・国では政策評価法で法制化し義務づけされているが、自治体で評価条例を持っているところはわずかである
- ・実施の是非や実施方法が裁量に任されるので、システムを変更したりバージョンアップする中で現課とのトラブルになることがある
- ・職員の意識改革、成果指向、顧客志向等、自治体によって何に重点を置くかが異なる
- ・予算制度改革、組織・機構のあり方、総合計画、人事にも関係するので、行政評価の検討にはそれぞれの所管課の人に入ってもらい必要がある。ベンチマーキング、公共事業評価、補助金見直し、病院経営評価など評価対象は様々である

説明：事務局

- ・安中市の行政評価の状況については、現在NIRA主催の都市行政評価ネットワーク会議に参加し、ベンチマーキング手法によるデータを提供している。それによって得られた他の参加自治体との比較・分析データを参考とすることに留まっている
- ・NIRA型ベンチマーキングは、個別の自治体で導入している行政評価とは異なり、NIRAで作成したモデルにより自治体間で比較し、市民に公表していくことが目的となる

→庁内組織を立ち上げる際に、今度の行政改革は行政評価が一つの大きな柱だということを留意した組織づくり・議論をする

《行革大綱の策定方針について》

説明：事務局

- ・庁内対応に「審議会の方針を受け原案作成」とあることについては、審議会の考えを示してもらった上で事務局で行革大綱の案を作るという考えによる
- ・先日答申した集中改革プランも審議会の考えの1つに含まれる
- ・旧安中市・松井田町の大綱を踏襲する予定
- ・新設合併であるので、総務省の新指針や各市の大綱等、国や地方の新しい行革の考えを参考に、新市としての発想にするため、旧市町の大綱を踏襲しなくてもよい
- ・合併時の「新市建設計画」は反映してもよいが、旧市町のものに縛られると新しいものが出ないため、行革にならない
- ・補助金や事務分担等が二層的に存在するという問題についても、議論していきたい
- ・新市の目標に向かって旧市町の職員が一体となって市民と協働していくという意識が必要であるので、職員の意識改革についての提言をする

→旧大綱に縛られないで策定することが審議会の1つの指示事項となる

→大綱についての方針は今回の会議でまとめるのは難しいので、回を追うごとに庁内組織へ依頼する

《先進地視察研修について》

説明：事務局

- ・ 現在候補地を調査中であり、希望があれば検討する
- ・ 新潟県新発田市を候補としている。行政評価が持ち味であり、人口は8～9万人程度
- ・ 予算的には市バス利用し、一泊二日で行けるところ（関東甲信越あたり）となる
- ・ バス予約の都合上、日程を早めに決定したい。平日しか視察ができないため、日程は平日2日または土日を1日挟むことになる

- ・ 行政改革の先進地というと、人事マネジメント、評価、予算等、各自治体の持ち味があるので、何をみたいかによる
- ・ 政令指定都市や県では参考になりにくいので、新安中市に近いところ（合併を経て、財政・人口が同規模の都市）がよい

→夏休み（8～9月）の中で事務局が調整

→市のバス利用、一泊二日という基本的な部分については了解

（3）今後の予定について

説明：事務局

- ・ 庁内組織の要綱を整備し、第1回会議を開催する予定。行革審の開催はその後を予定
- ・ 庁内組織の第1回会議では、全体の流れを確認する程度。今回の「旧大綱に縛られずに新市としての大綱を策定する」という審議会の方針と参考事例等を示す

- ・ 次回会議での方針を庁内組織に示すことが望ましいが、早めに立ち上げた方がよい

→事務局と各委員で日程調整を行う

（4）その他

説明：事務局

- ・ 総合計画支援業者との基本構想原案について打合せの際に、行革審委員との意見交換が可能。出席できる委員は会議終了後に事務局へ連絡をしてほしい。時間については会長と調整し、出席希望者へ連絡する
- ・ 行政評価部会について、希望する委員は事務局へ連絡する。その後調整
- ・ 集中改革プランについて、行革審の答申後、市長決裁を経て策定された。策定後に県市町村課へ報告した際に職員定員適正化計画との数値の違いを指摘されたため、適正化計画に併せて職員数を795から786に変更した

《集中改革プランについて》

- ・ 職員数の変更について、純減率は関係なし。7.7%、61人の減員は変わらない
- ・ 四捨五入すると7.8%になるが、答申の7.7%に合わせた。職員数を9人下方修正した
- ・ 県からプラン5部の提出依頼があったので、何部かは国に行っている可能性もある。インターネットで掲載済み

4 その他

- ・ 会議録（第3回、第4回）の確認・署名
- ・ 欠席者連絡

5 閉 会

●総合計画策定支援業者との意見交換

【日 時】平成19年5月8日（火）午前10時00分～11時00分

【場 所】市役所第204会議室

【出席委員】4名